

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について (品質マネジメントシステム文書の見直し)

平成21年4月27日
北陸電力株式会社

当社は、本日(4月27日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹(以下、「保安規定」)の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

今回の保安規定の変更は、品質マネジメントシステム²の継続的な改善の一環として、原子力関係部門の各部や発電所で各々定めていた業務文書の共有化や、発電所で使用している文書間の重複部分を統合するものです。

<文書の主な見直し内容>

1. 原子力関係部門の各部や発電所において、各々定めていた文書管理、記録管理、設計業務、調達業務等に関する文書を共有化する。
2. 発電所で使用している燃料管理、放射性廃棄物管理および放射線管理に係る文書について、重複する内容を記載していた文書を統合する。

上記の見直しを図ることに伴い、保安規定に記載している品質マネジメントシステムに使用している文書の名称と文書数を変更する。

以 上

- 1 保安規定：
原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 品質マネジメントシステム：
品質に関する組織的な活動で、原子力の安全に関する顧客(国、自治体、お客さま他)の満足を達成し継続的な改善を図るため、方針や目標を定め管理していく仕組み。